

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和2年10月8日 18時現在

業 種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	1109 (2)	633 (1)	633 (1)
医療業	932 (1)	542 (0)	542 (0)
社会保険・社会福祉・介護事業	160 (1)	82 (1)	82 (1)
サービス業（他に分類されないもの）	15	7	7
複合サービス事業	1	1	1
製造業	1	1	1
2. 医療従事者等以外	297 (13)	111 (6)	111 (6)
農業、林業	3	0	0
建設業	22 (4)	6 (2)	6 (2)
製造業	11 (2)	3 (0)	3 (0)
情報通信業	3	1	1
運輸業、郵便業	39	16	16
卸売業、小売業	15	5	5
学術研究、専門・技術サービス業	9	1	1
金融業、保険業	3	0	0
不動産業、物品賃貸業	4 (2)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	18	6	6
生活関連サービス業、娯楽業	11	4	4
教育、学習支援業	1	0	0
医療業	53	29	29
社会保険・社会福祉・介護事業	74 (1)	24 (1)	24 (1)
複合サービス事業	3	1	1
サービス業（他に分類されないもの）	28 (4)	15 (3)	15 (3)
3. 海外出張者	7 (1)	6 (1)	6 (1)
製造業	3	2	2
卸売業、小売業	2 (1)	2 (1)	2 (1)
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	2
計	1413 (16)	750 (8)	750 (8)

- ※ 1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。
- ※ 2 業種は「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）によっています。
- ※ 3 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。
- ※ 4 ()内は死亡に係る件数で、内数です。
- ※ 5 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。